（記載上の注意）
「金額」欄は、介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額について記載すること。
④・⑤　（略）
ハ～チ　（略）
第11～第16　（略）

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令による改正後の別紙様式第六号㈠の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、当該規定を適用することができる。

○環境省令第六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日　環境大臣　原田　義昭

国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令（平成十三年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十三条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十四条**　（略） 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　研究所の目的及び業務内容 二　国の政策における研究所の位置付け及び役割 三　中期目標の概要 四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五　中期計画及び年度計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八　業績の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源 十　予算及び決算の概要 十一　財務諸表の要約 十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明 十三　内部統制の運用状況 十四　研究所に関する基礎的な情報 （削る） 3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。	（財務諸表） **第十三条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十四条**　（略） 2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　研究所に関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究所の概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究所への出向者の数 二　財務諸表の要約 三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ロ　重要な施設等の整備等の状況 ハ　予算及び決算の概要 ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況 四　事業に関する説明 イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（記載上の注意）
「金額」欄は、介護共済金額について記載すること。
④・⑤　（略）
ハ～チ　（略）
第11～第16　（略）